

令和３年度第３回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 令和３年１１月３０日 １４時００分～１５時００分
- 会 場 : 堺市役所高層館２０階 第１特別会議室
- 出席委員 : 部 会 長 （堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長）櫻田 浩樹
 委 員 （社会福祉法人 堺市社会福祉事業団事務局長）上田 英輔
 委 員 （大阪大谷大学教育学部教授）長瀬 美子
 委 員 （堺女子短期大学講師）辻 富士子
 委 員 （関西女子短期大学保育学科准教授）澤 ひとみ
- 事 務 局 : 子ども青少年局子育て支援部待機児童対策室
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 案 件 名 : （１）既存の小規模保育事業の事業者変更に伴う認可の取消及び新たな事業者への認可

発言者	内 容
事務局	開会 本審査部会が、堺市社会福祉審議会規程第６条第２項で定める委員の過半数の出席を満たし、有効に成立していることを報告
事業担当課	（案件１）について 新たな事業予定者である株式会社ＢＩＳＣＵＳＳから、事業継承に係る審査協議書の提出があったことを説明のうえ、本日の審査の方法などを説明 書類審査（案件１） 申請書類に対する質疑応答 （１）調理担当者について （２）職員の雇用条件について 書類審査終了
部会長	ヒアリング審査（案件１） ヒアリング審査の方法について説明 <株式会社ＢＩＳＣＵＳＳ> 申請内容についての履行確認 応募の動機、保育の実施方針について法人から説明
委員	質疑応答 （１）職員の採用状況について （２）施設運営方針について （３）保育士間の連携について （４）既存施設の運営について

委員	(5) 全体的な計画の内容について (6) 虐待の防止について (7) 保育の引継ぎについて (8) 施設の改修について (9) 障害のある児童の受入れについて ヒアリング審査終了 審議の結果、当該案件について、認可に当たって基準を満たしていることを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。 (1) 調理担当者の体制が不明確であるため、確認を行うこと。 (2) 施設長は現在の運営法人と引継ぎを行い、保育内容の確立を早急に行うこと。 また、継続雇用になる職員との信頼関係を構築するため、協議書に記載の引継ぎスケジュールに沿って開園までの期間、現地での調整を密に行うこと。 (3) トイレ等の設備について、改善すべき部分は、柔軟に対応するよう努めること。 (4) 障がいのある児童の受け入れについて、専門機関との連携を積極的に行い、児童にとって最善の利益を追求するよう努めること。 (5) 保育従事職員の配置人数や処遇について見直しを行うとのことであったので、実行するよう努めること。 (6) 虐待に関する項目について、乳児に対する虐待は緊急性が高い為、即時に通報を行う等、危機感を持って対応するよう努めること。 閉会
-----------	--